

(追加)

(様式1)
許認可等の基準

		担当課	漁港課	係・内線	管理係・4238
法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	根拠条項	43-1、43-4		
許認可等	漁港水面施設運営権に関する活用推進計画への同意				
(根拠規定)					
都道府県知事は、前項の規定による協議があつた場合において、同項に規定する事項について、次に掲げる要件に該当するものであるときは、同項の同意をするものとする。					
一 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と抵触するものでないこと。					
二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県知事の管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるための水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。					
(許認可等の基準)					
令和6年3月21日伺定め「漁港施設等活用制度に係る審査基準について」					
○「漁港漁場法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について」(令和6年1月31日付け5水港第2371号・水産庁長官通知・技術的助言)の(別添)「I漁港施設等活用事業制度について」の1のとおりとする。					
4. 漁港水面施設運営権について					
(3) 活用推進計画の記載事項の追加等(新法第49条)					
漁港水面施設運営権が設定されることとなる漁港施設等活用事業を実施しようとする場合には、活用推進計画に、以下の事項を定めるものとされた。					
1 認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定する旨(新法第49条第1項第1号)					
2 漁港水面施設運営権の水域(同項第2号)					
3 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により2の水域を用いないこととなった場合における当該水域を原状に回復するための措置に関する事項(同項第3号)					
活用推進計画に、新法第49条第1項各号に掲げる事項を定めようとする漁港管理者は、新法第41条第2項第1号から第5号までに掲げる事項(漁港水面施設運営権に係るものに限る。)及び上記1から3までに掲げる事項については、あらかじめ、同項第2号に掲げる水域における水面を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこととされた(新法第49条第2項)。					
都道府県知事は、協議があつた場合においては、同項第1号から第5号までに掲げる事項(漁港水面施設運営権に係るものに限る。)及び上記1から3までに掲げる事項について下記の要件に該当するものであるときは、同意をするものとされた。なお、同意をする際には、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないこととされた。					
イ 海区漁場計画(漁業法第62条第1項に規定する海区漁場計画をいう。)又は内水面漁場計画(同法第67条第1項に規定する内水面漁場計画をいう。)の内容と抵触するものでないこと。					
ロ イのほか、当該都道府県知事の管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるための水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。					